

真の地域主権実現のため必要絶対条件

政策企画総室

1 地方自治体の主体性の確保

地方自治体が行う行政サービスについては、国が法律・政省令などを通じてこと細かく厳格にコントロール。

国の関与を抜本的に見直して、地方自治体の裁量性や自由度を高め、主体性を確保することが必要。

● 自治事務に対する不要な義務付け・枠付けは抜本的に見直し、国の関与は原則として大枠の基準を示すに止め、具体的な基準等の設定は地方の裁量に委ねるべき。

● 法定受託事務についても、住民サービスに密接に関連し、地域の実情に応じて実施すべきもの等は、地方の自治事務と位置づけていくよう大胆に見直し。

(砂防法第2条)

国土交通大臣の指定した土地において都道府県知事は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しは制限することを得。

(森林法第25条ほか)

農林水産大臣は、…森林(重要流域内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。……
都道府県知事は、……重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。

● 国の出先機関の事務の地方への移譲に当たっても、安易に法定受託事務とすることなく、自治事務化など権限と裁量を与える方向で検討するべき。

* 昨年12月に閣議決定され今通常国家に法案提出される「義務付け・枠付け見直し」の内容については、一旦「条例に委任する」としつつも、新たに条例制定に関する国の規準を定め、従前どおり地方をコントロールしようとするものであり、地方の裁量も高まらず不十分。

2 地方税財政の確立

(1) 自主財源の充実

国と地方の歳出の比率は4：6に対し、国と地方の租税収入の配分は6：4となっており、最終支出と税源配分の間大きな乖離。

地方歳出と地方税収のギャップは、国が、国庫支出金や地方交付税の配分を通じて裁量的に管理している状態にあり、地方税など自主財源の充実を図ることが必要。

● 地方歳入に占める地方税のウェイトを高めるよう、国から地方への税源移譲を進めることが必要。ただし、地域間に大きな税源の偏在があることから、税源移譲によって税収格差が拡大するため、合わせて、財政調整機能の充実が不可欠。

● 住民に直結する行政サービスを安定的に提供できるよう、税源の偏在性が少なく、景気変動に対し税収が安定した地方税体系の構築が必要

[地方消費税、自動車税など]

● 地方環境税の創設など、地球温暖化対策をはじめ増大する地方の行政需要に対応できるよう、税収確保に向けた新たな検討が必要。

(2) 財政調整制度の強化

偏在性の少ない地方税体系を構築しても地方自治体間の税収格差は是正できず、税源移譲を進めることでさらに格差は拡大することとなる。また、地方交付税の代替財源として臨時財政対策債が大量発行されているなど、地方交付税等の財政調整制度を今後とも機能強化することが必要不可欠。

●地方共有税の創設〔垂直調整制度〕

地方交付税の法定率を引き上げ総額を確保するとともに、国の一般会計を通さずに交付税特別会計から、地方へ直接配分する財政調整制度として機能を強化。

〔地方固有財源の明確化、予見可能性の向上〕

●地方共同税の創設〔水平調整制度〕

地域主権交付金（一括交付金）の財源を地方に税源移譲し、地方共有税とは別に地方の共同財源として地方自らが自主管理し、交付金の配分基準に準じて配分する新たな財政調整制度を創設。

〔地方税収の充実、税収格差の拡大の是正〕

(3) 地域主権交付金の創設（一括交付金化）

国のひもつき補助金の廃止と一括交付金化については、一括交付金を地域主権に向けた過渡的な措置と位置づけ、地域主権交付金と名称化し、地域主権における地方税財源の強化に結びつくよう制度化。

●一括交付金は地域主権交付金と名称化し、地域主権への移行過程における過渡的な財源措置と位置づけ。最終的に地方の自主財源に移行。

⇒「地域主権交付金（一括交付金）」 → 「地域主権共同税」（税源移譲）

●地方に自由度の高い財源を確保する趣旨から、地方に裁量のない義務的なもの等は交付金の対象としない。

⇒「生活保護費負担金」「義務教育費国庫負担金」「災害復旧事業補助金」など

●交付金の配分の考え方

地方の自由度が高い財源とするとともに、地域間格差を是正し地域主権の確立に寄与するため、人口や面積等による配分を原則としつつ、地域力の差などを補正するために一定の指標を用いるなど、財政調整機能も加味した配分とする。

<配分に用いる指標の例>

（基本指標） 「人口」「面積」など

（補正指標） 財政力格差の是正 ⇒ 「財政力指数」「地方税比率」など

地域経済格差の是正 ⇒ 「生産年齢人口」「事業所数」など

地域の安全・安心 ⇒ 「老年人口」「人口密度」など

●総額の確保

国庫補助負担金の交付金化によって、スリム化などを理由として所要総額を削減するといったことはあってはならない。

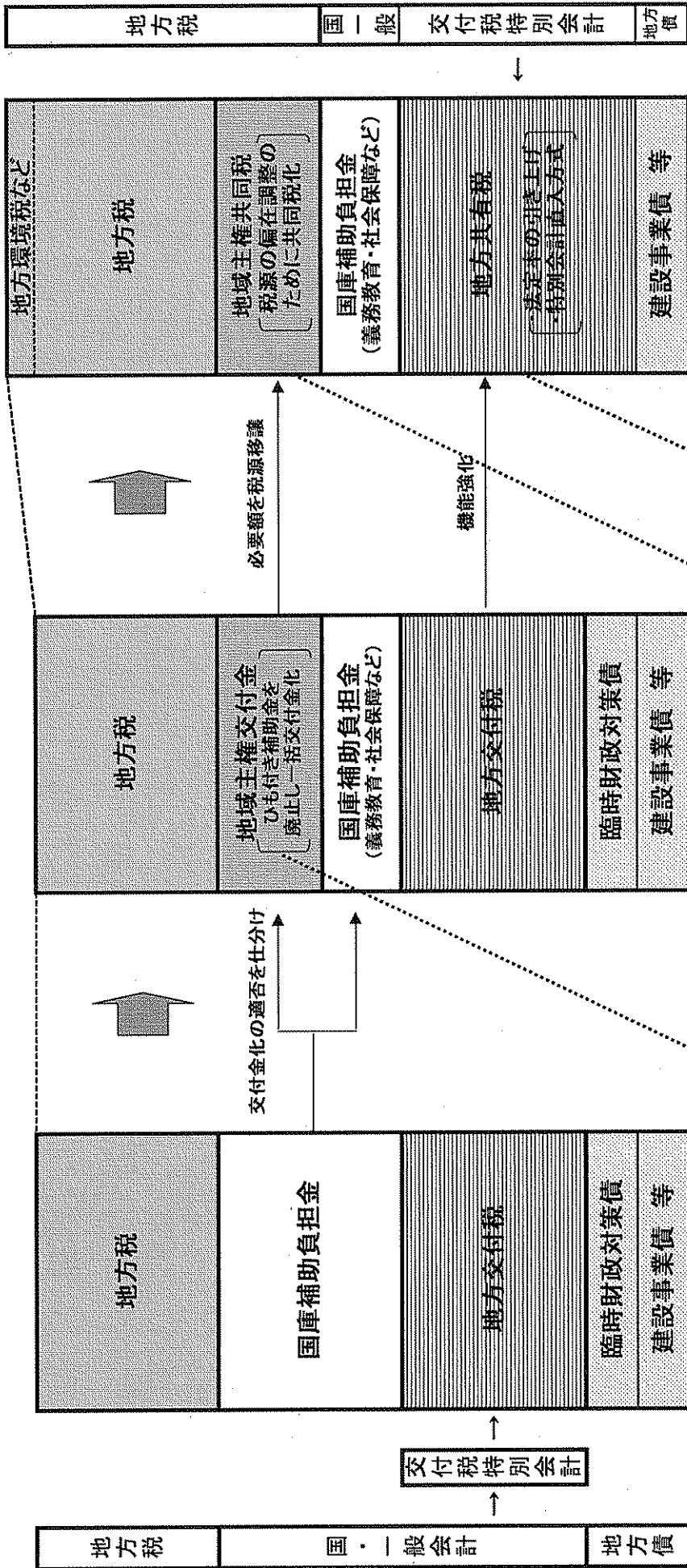
地域主権型 地方税財政制度 移行イメージ

鳥取県企画部政策企画総室

【現在の地方税財政】

【過渡期】

【地域主権型税財政】



* 国の出先機関の事務の地方移譲に伴う財源はこのイメージには含まれていない。

【地域主権交付金】(一括交付金)

- ソフト事業、ハード整備など、国庫補助負担金の内容や性質を踏まえた配分が行える制度設計
- 財政力、社会資本整備の状況、高齢化率など潜在的な行政需要を反映できる配分の仕組み
- 申請手続きや対象経費などの面で、地方の裁量や自由度を可能な限り高めた制度

【地域主権共同税】

一括交付金の財源を税源移譲によって確保。但し、税収格差の調整のためは共同税化。(Ex: 地方法人特別税イメージ)

* 民主党マニフェストでは、一括交付金と地方交付税の統合についての検討を示唆。

【地方共有税】

交付税の法定率を引き上げた上で、特別会計直入方式に変更。地方財源の明確化と予見性の確保。臨時財政対策も解消。

地域主権型 地方税財政の確立

鳥取県企画部政策企画総室

I 自主財源の充実：「偏在性の少ない地方税体系」「地方環境税の創設」など

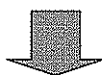
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ○地方消費税など税源の偏在性が少なく、税収が安定的な税を中心とした地方税体系の構築 ⇒ 地方消費税、自動車税、固定資産税など ○地球温暖化対策をはじめ増大する地方公共団体の財政需要に対応する新たな税制の創設 ⇒「地球環境税(仮称)」「軽油、揮発油などの化石燃料の炭素含有量に応じて課税など ○消費税及び地方消費税の見直しの議論の際には、国民負担と社会保障サービスの関係など、受益と負担の議論が必要不可欠。また、給付つき税額控除など低所得者対策の検討も必要。
-----	--

II 財政調整機能の強化 ①地方共有税の創設 「交付税率の引上げなど地方交付税の機能を充実強化」

地方共有税	<ul style="list-style-type: none"> ○交付税率を引上げ、毎年財源不足対策として発行される臨時財政対策債を解消し交付税の財政調整機能を強化 ○一般会計を通じて配分される方式を、交付税特別会計に直入し、地方に直接配分する方式へ見直し、交付税総額の予見可能性を向上 ○地方交付税から地方共有税に名称変更し、地方固有の財源であることを明示。
-------	--

III 財政調整制度の強化 ②「地域主権交付金」⇒「地域主権共同税」の創設

地域主権交付金 (一括交付金) 【過渡的措置】	<ul style="list-style-type: none"> ○経常的な補助金等は一括交付金化して、地方の裁量性や自由度の高い制度に見直し ○配分に当たっては、事業量だけではなく、財政力や社会資本整備の状況など、地方公共団体の格差是正などを反映できる基準も設定 ⇒「財政力指数」「生産年齢人口比率」「老年人口比率」「地方税比率」「県内総生産」など ○申請手続きを簡素化し、対象経費の範囲も柔軟なものとするなど自由度の高い制度 ○法令で義務付けられ裁量のないものや災害復旧などは交付金化には不適
-------------------------------	--



鳥取県提案(一括交付金の地方共同税化)

地域主権共同税	<ul style="list-style-type: none"> ○地域主権確立交付金の交付実績をもとに、経常的な所要財源を確認した上で、財源を地方税として税源移譲。 ○ただし、税源移譲だけでは、地方自治体間の財政格差が拡大するため、移譲額の全額又は一部を共同税として管理し、地域主権交付金の配分基準に準じ地方自治体に配分。 ○地方の共同の税として、地方共有税とは区分して、地方が自主的に管理 <ul style="list-style-type: none"> * 地方法人特別税、地方法人特別譲与税のようなシステムを構築して制度化 * 地方自治体による共同機関を設置して、財源の管理や配分を実施
---------	---

IV 国による財源保障：「国庫補助負担金の範囲を限定し、国が責任をもって財源措置」

国庫補助負担金	<ul style="list-style-type: none"> ○国庫補助負担金として継続するものは、地方にとって義務的で裁量性がないもの、特殊な財政事情や災害復旧に係るもの等に限定し、国において責任をもって措置。 ⇒「生活保護費負担金」「義務教育費国庫負担金」「原子力施設等防災対策等交付金」「災害復旧事業費補助金」など
---------	---

地域主権交付金（一括交付金）の配分で地域力の差を補正する指数の例

平成22年 1月31日
政策企画総室

指 標 名	全国順位	鳥取県数値	全国数値
財政力指数 <H16～18年度の平均>	45位	0.25679	0.46365
地方税比率 <H18年度>	45位	14.8%	37.7%
高規格幹線道路の整備率 <H21.3時点>	40位	52%	78%
普通建設事業費割合 <H18年度>	16位	22.3%	17.0%
国庫支出金（歳入）のうち建設的な経費に充当された額 <H19年度>	—	60.0%	47.6%
中山間地域面積割合 <H17.10.1時点>	12位	71.83%	64.77%
行政投資額（人口1人当たり）<H17年度>	3位	373,447円	199,339円
老年人口割合 <H19.10.1時点>	13位	25.0%	21.5%
生産年齢人口割合 <H19.10.1時点>	34位	61.5%	65%
人口密度 <H19.10.1時点>	37位	171.1人/km ²	342.6人/km ²
事業所数（人口千人当たり）<H18.10.1時点>	33位	45.6事業所	44.8事業所
県内総生産（人口1人当たり）	35位	3,304千円	4,040千円
森林率 <H19年度>	13位	73%	67%

【参考】国と地方の税財源配分と地方自治体間の税財源の偏在

①税財源配分(H19年度)

租税総額 92.9兆円		
税源配分	6	4
	国税 52.7兆円(56.7%)	地方税 40.3兆円(43.3%)
歳出	4	6
	国の歳出 61.4兆円(41.1%)	地方の歳出 87.9兆円(58.9%)
最終	国民へのサービス還元 国と地方の歳出総額 149.2兆円(純計)	

②地方税の偏在

人口1人当たりの税収額の指数(H19年度)

(全国平均を100とした指数)

税目	税収額	最大	最小	最大/最小	鳥取県
地方税計	39.5兆円	東京 178.7	沖縄 56.8	3.1倍	68.9
個人住民税	11.9兆円	東京 164.8	沖縄 54.9	3.0倍	68.1
法人二税	9.2兆円	東京 270.5	沖縄 40.7	6.6倍	46.0
地方消費税(清算後)	2.6兆円	東京 133.6	沖縄 74.4	1.8倍	98.4
固定資産税	8.7兆円	東京 151.1	沖縄 67.9	2.2倍	79.8
自動車税	1.7兆円	栃木 142.2	東京 71.9	2.0倍	95.9
軽油引取税	1.0兆円	三重 159.6	東京 46.9	3.4倍	120.0
自動車取得税	0.4兆円	愛知 157.7	沖縄 46.4	3.4倍	79.2

③一般財源の人口一人当たり額()

()内は歳入構成比

区分	地方税	地方交付税	
全国平均(東京除く)	118千円 (34.4%)	71千円 (20.8%)	192千円(56.0%)
東京都	249千円 (53.9%)	—	255千円(55.0%)
広島県	121千円 (38.4%)	58千円 (18.4%)	181千円(57.7%)
鳥取県	89千円 (16.0%)	217千円 (38.9%)	311千円(55.7%)